

石川県公報

平成27年3月27日（金曜日）

号 外

（第 23 号）

目 次

教育委員会	
○石川県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	1
○石川県教育委員会会議規則	1
○石川県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則	3
○教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則	3
○教育長専決に関する規則の一部を改正する規則	4
○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則	4
○申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の一部を改正する規則	5
○石川県立中学校規則の一部を改正する規則	5
○石川県教育委員会公印規程の一部改正	5
○石川県教育委員会文書管理規程の一部改正	5

教 育 委 員 会

石川県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第一号

石川県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会公告式規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第二条第一項の規定は適用せず、改正前の同項の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会会議規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第二号

石川県教育委員会会議規則

石川県教育委員会会議規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第六号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」という。）第十六条の規定により、教育委員会の会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の招集）

第二条 会議は、教育長が必要であると認めるとき、又は法第十四条第二項の規定により委員から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。

第三条 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。

2 会議の招集を行つた場合には、教育長は直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を告示するものとする。

3 会議招集の告示後に緊急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議するこ

とができる。

第四条 教育長及び委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

2 招集に応ずることができない者は、その理由を付して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

(会期)

第五条 会期は一日とする。ただし、会期中に議案の審議が終了しないとき、又は緊急を要する事件があるときは、会期を延長することができる。

2 前項の場合においては、教育長は直ちにこれを委員に告知しなければならない。

(会議の開閉)

第六条 会議の開会及び閉会は、教育長が宣告する。

(会議の順序)

第七条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- 一 開会
- 二 教育長の報告
- 三 議事
- 四 その他
- 五 閉会

(動議)

第八条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(発言)

第九条 発言しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 二人以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言したと認めたる者を指名して発言させるものとする。

3 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(採決)

第十条 教育長は、議題について論旨が尽きたと認めるときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

3 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

第十一条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。

2 修正の動議が二以上あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

3 全ての動議が否決されたときは、原案について採決する。

(会議録の作成)

第十二条 会議録は、教育長が指名した事務局の職員に作成させる。

2 会議録には、教育長、出席委員及び作成した職員が署名しなければならない。

(会議録の記載事項)

第十三条 会議録には、会議の次第及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開会及び閉会に関する事項
- 二 会議の場所及び出席委員の氏名
- 三 説明のために出席した者の氏名
- 四 教育長の報告の要旨
- 五 議題及び議事の概要
- 六 議題となった動議及び動議を提出した者の氏名
- 七 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨
- 八 議決事項
- 九 その他教育長又は会議において必要と認めたる事項

2 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮って決定する。

(請願及び陳情)

第十四条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、教育長が許可する時間内においてその事情を述べることができる。

(会議の傍聴)

第十五条 法第十四条第七項本文の規定により会議を公開する場合の傍聴の手続、傍聴人が守るべき事項その他の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第十六条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の石川県教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の石川県教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第三号

石川県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会傍聴人規則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「委員長の」を「教育長が」に改める。

第二条第三号中「委員長」を「教育長」に改める。

第四条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に、「速かに」を「速やかに」に改める。

第五条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第一条、第二条第三号、第四条及び第五条の規定は適用せず、改正前の第一条、第二条第三号、第四条及び第五条の規定は、なおその効力を有する。

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第四号

教育長に対する権限委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限委任規則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和三十二年六月三十日法律第百六十二号)を、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)」に、「第二十六条第一項の規定に基づき」を「第二十五条第一項の規定により」に改める。

第二条第十三号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第三条中「前条の規定にかかわらず委任された事務について」を「前条の規定にかかわらず、委任された事務について」に、「これを」を「これを」に、「かゝらしめる」を「係らしめる」に改める。

本則に次の二条を加える。

第四条 教育長は、委任された事務について重要と認められるもの及び委員から請求があつたものについては、教育委員会に報告しなければならない。

第五条 前各条の規定は、法第十三条第二項に規定する場合において準用する。

- 2 前項の場合において、教育長の職務を行う者の事務は、教育次長に委任されるものとする。この場合において、教育次長が二人以上あるときの順序は、あらかじめ教育長が定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第一条、第二条第十三号、第三条、第四条及び第五条の規定は適用せず、改正前の第一条、第二条第十三号及び第三条の規定は、なおその効力を有する。

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 五 号

教育長専決に関する規則の一部を改正する規則

教育長専決に関する規則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び」の下に「委員から請求があつたもの並びに」を加える。

本則に次の一条を加える。

第四条 前三条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第十二条第二項に規定する場合において準用する。

- 2 前項の場合において、教育長の職務を行う者の事務は、教育次長が代理する。この場合において、教育次長が二人以上あるときの順序は、あらかじめ教育長が定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第三条及び第四条の規定は適用せず、改正前の第三条の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石川 県 教 育 委 員 会

石川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 六 号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和三十二年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第四条の表中「庶務課」を「庶務課
教育振興推進室」に改める。

第五条の表庶務課の項の次に次のように加える。

教育振興推進室	教育振興基本計画に関すること。
---------	-----------------

第八条の二第三項を削る。

第九条第一項の表課長の項から室次長の項までの規定中「企画調整室」の下に「教育振興推進室」を加え、同条

第二項の表主任指導主事 指導主事の項中

教員指導力向上推進室
学 校 指 導 課
ス ポ ー ツ 健 康 課

を

教育振興推進室
教員指導力向上推進室
学 校 指 導 課
ス ポ ー ツ 健 康 課

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第二条第一号及び第二号の規定は適用せず、改正前の第二条第一号及び第二号並びに第八条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第七号

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則の一部を改正する規則

申請書等への押印の義務付けの緩和に関する規則(平成十一年石川県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第一条の規定は適用せず、改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。

石川県立中学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

石川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第八号

石川県立中学校規則の一部を改正する規則

石川県立中学校規則(平成十五年石川県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(学期)

第六条 学年を分けて次の三学期とする。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県教育委員会訓令第1号

庁	中	一	般
出	先	機	関
教	育	機	関

石川県教育委員会公印規程(昭和34年石川県教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

石川 県 教 育 委 員 会

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第三号」を「第二号」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の第2条第1項第2号から第6号まで及び同条第2項の規定は適用せず、改正前の第2条第1項第2号から第7号まで及び同条第2項の規定は、なおその効力を有する。

石川県教育委員会訓令第2号

庁	中	一	般
出	先	機	関

教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月27日

石 川 県 教 育 委 員 会

第4条第1号中「(昭和31年法律第162号)第14条」を「(昭和31年法律第162号)第15条」に改める。

別表第1中「庶務課」を「庶務課
教育振興推進室」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、改正後の第4条第1号の規定は適用せず、改正前の同号の規定は、なおその効力を有する。